

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和6年4月24日（水）午前10時30分～
- 2 場所 福井市中ノ郷町34-10 福井県水産試験場
内水面総合センター1階レクチャールーム
- 3 出席者
委員：原田進男、田辺喜代春、竹原正二、天谷菜海、橋本恵美、田原大輔、坂口奈美、冨田照代
事務局：吉村書記長、頼本書記長補佐、津田書記長補佐、児玉書記、小竹原書記、長島書記、手賀書記
- 4 欠席者
委員：此下美千雄
- 5 会長あいさつ（略）
- 6 水産課長あいさつ（略）
- 7 議事録署名委員：坂口奈美、冨田照代
- 8 議 事
 - (1) 諮問事項
 - ・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（4漁協分）
 - (2) その他
 - ・議事録署名委員指名

原田会長：では、議事に入ります前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、坂口委員と冨田委員にお願いしたいと思います。

・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（4漁協分）

原田会長：それでは、議事に入ります。

諮問事項である第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について、今回は4件の申請が県に出されております。それぞれ事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、始めます。

まずは資料1を御覧ください。

今回、敦賀河川漁業協同組合をはじめ、合計4漁業協同組合から第五種共同漁業権の変更認可申請がありました。

まず資料1、こちらを朗読させていただきます。

水第204号、令和6年4月18日、福井県内水面漁業管理委員会会長原田進男様、福井県知事杉本達治。第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）。

福井県敦賀道7-32-1 敦賀河川漁業協同組合代表理事組合長谷本勝美から第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更にかかる認可申請がありましたので、当該認可の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。

記。遊漁規則の内容審議事項。

(1) 遊漁を不当に制限するものではないかどうか。

(2) 遊漁の額が当該漁業権に介する水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用に対して適当なものであるかどうか。

このほか、大野市漁業協同組合代表理事組合長此下美千雄、日野川漁業協同組合代表理事組合長宮本俊、九頭竜川中部漁業協同組合代表理事組合長中川邦宏より、同じく第五種共同漁業権の変更認可申請があり、県から諮問がありました。

ほかの3漁協の諮問内容につきましては、敦賀河川漁協と同じのため、朗読は省略いたします。

資料1の裏です。2枚目以降にそれぞれの諮問の本文をつけております。

続いて、資料1-2を御覧ください。

本委員会で遊漁規則の認可及び変更認可は何度も行っていますので、詳しい手続の説明は省略させていただきますが、資料1-2の内水面漁場管理委員会の四角で囲っている部分が今回行う手続の内容となります。県からの諮問を受けて、ここで審議していただき、答申を県に返すというような流れになります。

裏には、関係方面の抜粋を載せております。

まず、4漁協の変更内容をそれぞれ説明いたしまして、最後にまとめて御審議、皆様からの質疑に移りたいと思います。

それでは、資料No.1-3、敦賀河川漁協の説明に移ります。

ほかの漁協も同じような体裁になっておりますが、1枚目に変更の概要、その裏に遊漁規則の新旧対照表、最後に変更後の遊漁規則を添付しております。

まず、敦賀河川漁協に関しましてですが、変更理由が2点ございます。

まず、昨年の委員会でも何度か御協議いただいたあゆルアーの取扱いについてです。敦賀河川漁協ではルアーもリールも使用不可能という方針でしたので、それを遊漁規則に反映させるということです。

また2つ目、約1年間試行的に実施してきた産卵親魚保護のためのあゆ漁期の短縮を規則に明記するという事です。具体的には、あゆの漁期の周期を11月30日から10月15日への約1か月の短縮ということになります。

規則への書き方は、次のページの新旧対照表を御覧ください。

まず、ルアーとリールにつきましては、2月2日の委員会で方針を決定しました記載方法に準じて、漁具・漁法の制限の規模の欄に使用禁止の部分、すなわち制限する内容を入れてあります。敦賀河川漁協においては、ルアーもリールも使用できないということですので、この規模の部分に「ルアー及びリールは使用禁止」という記載となっております。

また、次の条に移ります。漁期の短縮について、敦賀河川漁協の遊漁規則では、第4条に遊漁期間と区域、第5条に禁止区域という条があります。その2つの条に漁期が書かれておりますので、それぞれあゆの漁期、「11月30日」の部分「10月15日」に修正します。具体的には、第4条の部分と裏面の第5条の部分の両方において「11月30日」を「10月15日」に修正というような形になります。

漁期の短縮については、1年間の試行期間中、漁場トラブルもなく、むしろ翌年への効果も期待できるであろうという賛成の声が多くあったということで規則化へ踏み切ったというふうに聞いております。

また、遊漁規則だけでなく、本委員会の諮問は不要ですので、資料の添付や説明はありませんが、あゆのルアーとリールの使用を禁止すること、またあゆの漁期を短縮することを記載した行使規則への変更認可申請も同時に行っており、遊漁者だけでなく、漁業者にも同様な規制を設けることとなります。そのため、遊漁を不当に制限する規則への変更には該当しないと判断しております。

敦賀河川漁協さんの説明は以上になります。

続いて、資料1-4をご覧ください。大野市漁協の説明に移ります。

大野市漁協につきましては、変更理由は1つです。

内容が、友釣り専用区の増設に伴う変更となっております。

大野市漁協の管内は友釣りの遊漁者が最も多く、現在、1か所の友釣り専用区を設けております。その専用区が好評であったことから、さらなる遊漁者の増加

を目的として、真名川の八千代橋付近と九頭竜の竜仙橋の上流の部分の2か所を友釣り専用区にしたいというものです。

こちらは、敦賀河川漁協のような試行期間を設けてはなかったということですが、もともとこの2か所は友釣り以外の遊漁者がほとんど入っていない場所、友釣りの遊漁者がメインで使っているような場所であったことから、専用区として活用しても大きなトラブルが生じる可能性が低いということです。また、この場所自体が中部縦貫自動車道や道の駅からもアクセスが良いということで、この場所が漁場の有効活用の点、また利便性の点から専用区として適地だと判断したというふうに聞いております。

規則への記載内容の説明に移ります。

もともと大野市漁協の現状の規則の中には、遊漁期間・区域という条が第4条にありました。この条の下段に専用区の記事がありまして、今ですと真名川の富田大橋の部分です。ここが専用区になります。そこに新たに2つの区域を足すような形で規則を改正したいというものです。

また、友釣りの期間につきましても、従来から設定している期間、公表した解禁日から11月30日までと従来のものと、今回新たに設定するもの2か所に関して3か所の友釣り専用区の期間は全て同じとなっております。

大野市漁協につきましても、行使規則も同様の内容に変更をしております。そのため、この区域では友釣りしかできないという制限は、遊漁者だけでなく、漁業者にも同じ条件として設けられることとなりますので、遊漁を不当に制限する規則への変更には該当しないと考えております。

続きまして、日野川漁協の説明に移ります。

資料は1-5を御覧ください。

日野川漁協に関しては2つ変更の理由がございます。

まずは、敦賀河川漁協と同様にあゆルアーの取扱いについての変更です。2月2日の委員会で報告した段階では、日野川漁協は敦賀河川漁協と同じく、ルアーもリールも使用できないという方針でした。しかし、理事会や総会で再度協議していった中で、現在、友釣り客の利用がほとんどない区域をルアーとリールが使える場所、使用区として従来の友釣りとは利用区域を分けることで新しい漁法を受け入れる方針に転換されました。漁場の有効活用とこれらルアーやリールを使用するような新規の遊漁者を獲得していきたいというふうに聞いております。

また、あわせて遊漁承認証の裏面に記載している規則名が改正後の規則に順応していませんでしたので修正するというようなものです。

規則への書き方について、新旧対照表を御覧ください。

2月2日の委員会の段階では、どの漁協も専用区の設定を検討していなかったため、「この場所に関してはリールやルアーを使用できる」というような、部分

的な開放、部分的な制限の記載方法については協議をしてきませんでした。ただ、今回、一部の漁場でリールやルアーの使用を認めたいという相談を受けて、資料にある書き方が適当ではないと考えております。

まず、全漁場で禁止する場合と同じように、規模の欄に使用できない区域を記載することが適当と考えました。そこで、漁具・漁法の制限の条、日野川漁協の遊漁規則の第3条の規模の欄に、今回設定したルアーとリールの使用が可能な区域より上流では使用は禁止という記載にしました。すなわち橋より下流はルアーもリールも友釣りも可能で、橋より上流では、従来の友釣りしかできないというような区域の分け方になっています。

また、次のページ、遊漁規則の中には遊漁承認証に関する事項が定めてあり、遊漁承認証に記載する内容はこういったものですよという形で全て定めています。その中で、福井県内水面漁業調整規則という記載がありますが、現在、この規則は改正して海面と一本化されており、名称も変更となっています。そこで、福井県漁業調整規則という記載に改めていただくように指導した結果、すぐ対応していただいたということです。

日野川漁協に関しましても、行使規則も同様の内容に変更しています。そのため、漁業者もこの区域以外でのあゆにおけるルアーやリールの使用は遊漁者と同じように禁止されており、遊漁を不当に制限するという変更ではございません。

また、遊漁承認証の事項につきましては、そもそも行使規則には記載があるものではありませんので、この部分に関しては変更は必要とせず、遊漁規則のみの変更ということになっております。

最後に、4つ目の漁協です。九頭竜川中部漁協の変更になります。

資料は、資料No.1-6を御覧ください。

まずは、敦賀河川漁協や日野川漁協と同じようなあゆのルアーの取扱いについての変更です。2点あるうちの1点目です。

もともと九頭竜川中部漁協では遊漁規則、行使規則においてあゆ友釣りにおいてリールの使用は禁止となっていました。ルアーについても禁止する変更を行います。

そのため、次のページ、新旧対照表になります。

もともと漁具・漁法の欄、あゆ友釣りにおいてリールの使用は禁止となっていた部分を削除して、新しくあゆ釣りそのものに対して「ルアーおよびリールは使用禁止」というような記載へ変更するというようなことになっております。

次に、2つ目の変更、友釣り区の拡大になります。

背景として、九頭竜川中部漁協におきましても大野市漁協と同じように、あゆの友釣りの遊漁者が最も多いということから、もともと3か所の友釣り専用区が

ありました。その1か所を拡大するような形で、さらに1か所の専用区を4年間
お願いベースで設定してきたという背景があります。

ちょっと言葉だけで説明すると難しいと思うので、新旧対照表の後ろにホーム
ページから抜粋した管内図がありますので、そちらを併せて御覧いただければと
思います。

友釣りの専用区というのが九頭竜川中部漁協では河川の中で黄色く色が塗って
ある場所で、3か所あります。真ん中の専用区が上流側にオレンジ色の斜線、網
かけになっている部分があり、丸で囲っている部分ですが、これが新たに規則に
明記したいと考えている区域です。この部分については、試行区域という記載に
なっていますが、どちらかといったら遊漁者の方をお願いベースで守っていた
いてきた区域になっております。

ここを新たに遊漁規則に明記するというので、真ん中の専用区である黄色と
オレンジの部分がひっついて1個の大きな専用区となって新たに規則に明記する
というようなものになります。

また、この変更に合わせて、行使規則の変更も申請がありました。

専用区域は行使規則と遊漁規則に差異はありません。ただ1点だけ異なる部分
がありましたので、情報提供として説明させていただきます。

この管内図の下のほうにも記載していますが、九頭竜川中部漁協の管内には組
合員の中でも限られた組合員にしか行使できない漁法である威縄漁の漁場があ
り、12か所あると聞いております。また、威縄漁の漁期というものは9月1日
から11月30日の約3か月間となっております。しかし、近年、友釣り専用区
と威縄漁の漁場が重なっている場所があります。具体的な場所と言うと五松橋の
ところになります。そのような場合は、もともと規則では友釣りしかできない専
用区という扱いになっていますので、威縄漁の漁期を短くして、9月1日からで
はなくとも10月1日からに漁を開始することで対応をしてきました。すなわち、
漁業が遊漁に配慮するような形を取ってきたというのが実態です。

威縄漁は河川環境に大きく影響を受ける漁法です。組合員の高齢化や、自然災
害などの河川環境の変化、そういったものから、もともと漁獲量の確保が難しい
中で、ほかの11か所と比べて操業期間が丸々1か月短いということは、準備の
期間から含めて短いので、漁獲量や漁獲金額、すなわち漁業の経営に大きな影
響があり、不利だという声が組合員から多くあるというふう聞いております。

そこで、遊漁者に対して友釣り専用区を拡大する一方で、9月1日から9月3
0日の威縄漁と友釣り専用区が重なっているその1か月だけは友釣り専用区とい
う言い方ではなくて、もうそもそも誤解がないように友釣り区として改めて、威
縄漁の操業を行いたいという行使規則の変更がありました。

実際に、昨年度は遊漁者に対してお願いするような形で漁場を共有したというふうに聞いています。

9月1日から9月30日を威縄漁の漁期としてはいますが、丸々1か月操業できるものではありません。また、操業する際には遊漁者とのトラブルが起きないように安全管理の看板等立てながら実施したと伺っております。

組合員全てに許された漁法であれば、遊漁規則と行使規則で同じ区域で認められる漁具や漁法に差異のあることは「遊漁を不当に制限する」に該当するかもしれませんが、あくまでも資源管理や漁業調整のために限られた組合員にのみ行使を許された漁法に対しては漁業が多少優遇されるということに関して問題はないという考えの下、行使規則は認可されています。

その事例紹介になりますが、三方五湖のウナギに関しても遊漁者と漁業者すなわち組合員で漁法を区別して、限られた組合員にしか行使できない漁法を設定する。遊漁者や多くの漁業者には夜釣りの制限を設けていますので、今回に関しても、遊漁が不当に制限されるような変更ではないと考えております。

なお、遊漁規則は、遊漁者の水産動植物の採捕を制限するための規則のため、もともと遊漁者に許されていない威縄漁の記載はありません。行使規則では、遊漁規則と同じように、友釣り専用区だった場所に関して友釣り区とすることで友釣り、威縄、威縄で用いるわき投げ網、この3漁法が使用可能であるというような変更認可の手續を併せて行っていく予定です。変更認可申請自体は、県に届いております。

では次、最後になりますが、資料は1-7を御覧ください。

この資料1-7の表では、2月2日の委員会でお示した各漁協の意向調査時のあゆルアーの取扱い方針と、本日、4月24日現在の対応状況を示しています。

あゆルアーについては、今回の諮問では九頭竜川中部漁協、日野川漁協、敦賀河川漁協が変更を行いました。

九頭竜川中部漁協に関しては、今はルアーもリールもバツというふうになっていますが、9月に試行的なイベントを開催して、この方針を再確認した上で再度変更認可申請も行いたいと聞いております。

また、網かけをしている部分に関しては、規則の変更認可手續が不要な漁協、すなわちルアーもリールも使用可能であり、遊漁者に制限を設ける必要がない漁協になっております。

このほか、色がついてないその他の漁協に関しては、まだ総会が終わっていない漁協ですとか、総代会のため、そもそも変更認可申請を行うことができないという漁協です。遊漁規則の変更認可に関する決議は、本県の漁協では総会でしか実施できないので、今回は周知だけに留めるといえるものです。その他、大野市漁協

も該当しますが、今回の理事会や総会で改めて組合に対して遊漁規則、また行使規則の変更について協議して、結論が最初と変わってしまったところや、この方針でもいいけど、やっぱり規則にも載せる前に周知期間を先に設けたいというような相談があった漁協もありましたので、今回、変更認可をした日野川漁協のように総会の前理事会ぐらいの時期に意向が変わっていたという場合には、周知期間を含めて変更認可申請を行うことが適当だとは思いますが、そうでない場合、すなわち遊漁者にも漁業者にも周知期間が十分に設けられない場合には、急いで変更することが重要ではないかなと考えています。

そもそもの目的が、あゆ釣りでのルアーやリールの使用の可否について漁協内で統一の認識を持っていただいて漁場トラブルがないようにすることです。今回、変更認可申請の手続を行わなかった漁協、この白抜きの漁協に関しては、令和6年度は遊漁者及び組合員に対する周知期間として、来年度の総会で遊漁規則及び行使規則の変更を行っていただくように指導させていただきました。

次のページに参考ですが、2月2日の委員会の後にすぐ水産課から県内の漁協と内水面漁連にこのような通知を送付しています。そのため、現行の規則のままではあゆ釣りにおいて特段の記載がないので、基本的にはルアーもリールも使用できる状況と読み取ることができると通知していますので、その上で漁協ごとのルールをお願いベースで周知して、次の総会で規則化に向けた手続を行っていく予定です。

あわせて、日野川漁協の遊漁承認証の裏の誤字の修正のように、漁業調整規則もいま一度点検していただいて、必要に応じてルアーと一緒に併せた変更認可申請を行うように伝えております。そのため、今年度から来年度にかけて同じような遊漁規則の変更認可申請を御審議いただく機会が増えると思いますので、御了承ください。

ちょっと長くなりましたが、今回、変更認可申請のあった4漁業協同組合に関する説明は以上となります。

御審議をよろしく申し上げます。

原田会長：ただいま事務局から説明がありました内容について、御質問はございませんか。

田原委員：2点あります。まず1つ目、中部さんの試行的なイベントってどのようなものでしょうか。

事務局：事務局と組合長に聞いた話ですが、9月にころ釣りとか友釣り以外の漁法と、ある一定区域でまずルアー釣りを共存させてみて、どれぐらいの場所を取るのかとか、想定以上の何かトラブルが起きないか確認したいということです。漁協としては、ルアー釣りはころ釣りと同じような感じじゃないかという想定だけど、もしかしたらもっと面積を取るとか、思った以上に何かトラブルが出るかもしれないけど、一回やってみないとトラブルがどんなものか分からないということです。

9月のころ釣りの解禁に合わせて大々的に、ルアーやリールの人に来てもらってやってみたいと聞いております。

田原委員：結構どこの漁協も、なかなかまだ試行錯誤しているというような状況かなと思いますね。実際に例えば日野川漁協さんとか、敦賀河川漁協じゃなくてどこでしたっけ、開放するところは。

事務局：部分的な開放は今のところ日野川漁協だけです。この前の委員会で、今日は御欠席の大野市漁協此下組合長は、やっぱり全部禁止よりも部分的に開放したほうが良いとは思いますが、場所がやっぱり専用区があるような組合だとどうしても難しいなと話されていました。総会でルアーを禁止に一回直したほうが良いと分かってはいるけど、どうせ後々直すのであれば、区域分けしたものでしっかり規則直したいねとか…。ちょっと方針が結論づけられないところがあるというふうに聞いています。

田原委員：今年状況とか、さっきの試行的なイベントとかのやった情報とか、そういったものを各漁協さんのほうに提供してもらえるのでしょうか。

事務局：まだ9月に実施予定の九頭竜川中部漁協しかイベントをするという話は聞いていませんが、どういう状況かは私も聞いた上で、こういうふうに判断してやっていますとかは皆さんにできれば周知はしたいなと思っています。規則変えていただいたところには意味はないかもしれませんが、ルアーやリールの開放があんまりないというのが実際のところなので。

田原委員：多分、各漁協の事情だと思いますが、実際に例えば少しやってみたときにどんなことが起こったとかいう情報は、各漁協さんとか内水面漁連通じてでもいいので、色々判断する材料になると思いますので、ぜひその辺はお願いします。

事務局：そうですね。はい、分かりました。

埴田委員：九頭竜川中部漁協さんのところで、友釣り専用区と威縄が重なっていて、威縄の期間を短いものから長いものというお話がありましたが、上流区間とかではかの漁協さんではこういう事例はないですか。

事務局：現段階では聞いていません。威縄漁を実施している漁協さんは何個かありますが。勝山市漁協、大野市漁協でも威縄漁をやっていたと思いますが、重なっているというふうには聞いていません。苦情や相談も受けておりません。

橋本委員：遊漁者から、たまに私のほうに質問されるので、確認しても良いですか。よく友釣り専用区って造られているじゃないですか。そこは、あゆ釣りしかしちゃいけない区域なのかと聞かれるときがたまにあるんですね。友釣り専用区というと、あゆの友釣りだけしかしちゃいけないのかなって。雑魚の遊漁者も入ってはいけないのかとたまに聞かれることがあるんです。基本的に友釣り専用区っていうのは、あゆをする場合にだけ漁法が友釣り、雑魚に関しては普通にルアーとか認めている場合にはやっつけていいよという認識で良いでしょうか。

たまに「何か知っていますか？」と、Xやインスタ等のDM上で聞かれることがあるのですが、そこをはっきり答えてあげられるようにしたくて。

なぜその質問が来たかという、友釣り専用区というか、あゆ釣りの方は友釣りじゃないと駄目だけど、雑魚は釣っていいと思って漁場に入ったら、あゆ釣りの人たちに怒鳴られたそうです。ここは友釣り専用区だから、雑魚の遊漁者は入っちゃいけないから出ていけよって言われたそうです。

なので、友釣り専用区の定義はどんなのかなっていうことがありましたので、ちょっと今回、いい機会だなと思って確認させていただきました。

原田会長：いや、いや。組合によって違うと思う。

事務局：九頭竜川中部漁協の遊漁規則を確認しますと、あゆについては、友釣りしかこの区域ではできないと記載されています。専用区の見方によって、解釈は違う気がします。私も認可の際、そこまでの影響について考えていませんでした。すみません。

橋本委員：その点の解釈が結構違って、トラブルの元になるような感じがしましたので、今後、専用区を増やす場合は、もしかすると何らかの形で漁協に苦情が来る等、そういうトラブルや事件が起きないようにすべきかと。パンフレットに、絵であゆ釣りの人だけの場所ですよと記載したり、ホームページのサイトとかに記載したほうが、もしかするといいのかなと思いました。

いろんな釣り方をする方がいらっしゃいますし、魚種もたくさんあるということであれば、それを明示的に分かる、結構若い子たちとかにも分かるように何か出したほうがいいのかなっていう気がしました。

事務局：本当に漁協記載方法もばらばらですし、そういったトラブルがあるということなので、一度友釣り専用区の見方はこちらで確認して、例えばこちらの解釈と漁協の解釈が違ったら、あゆるアーと同じようにトラブルに発展する可能性があると思うので、専用区を設けている漁協の意向も一緒に確認します。場合によっては見方についてご協議頂いたり、遊漁規則を変えとなると総会も必要なので時間がかかりますので、まずせめてホームページなりチラシになり、ちょっと周知をするようには伝えさせてもらいます。

橋本委員：そうですね。ここまではあゆ釣りの人のためだけのエリアなのでという形で書いていただいたりするといいかなと思います。お願いいたします。

事務局：九頭竜中部漁協はサクラマス釣りというのを別の規定をしていますよね。そこでは、本川のほうはきれいに整備をされている。多分、仕分けがされているのかと。支川になると、多分、あゆはできなくて、逆に雑魚ができると、そういうふうな仕分けをしていると。

ほかの河川はそこまで多分、問題にもなっていないということもあって明確には多分規定されてなかったと思います。

橋本委員：たまに私のところに、LINEとかで来たりとかするので、もしできたらお願いしたいなと思います。

茅田委員：何狙いの方ですか、それは。やっぱりヤマメとか溪流が狙いですか。

橋本委員：そうですね。その方々は俗に言う雑魚の方たちですかね。

茅田委員：あゆの区間とかぶることがある。

橋本委員：そうですね。もちろん漁場は接続していますので、かぶるときもあります。

その方は大阪の方で、結構な費用をかけて来て、ちょっと分からなくてそういうトラブルに遭ったようです。何だかなっていう感じでちょっと聞いてもいい？みたいな感じですね。

茅田委員：あしらわれる可能性は高いですよ。

橋本委員：「よく知らなかったからだけ」とは言っていましたが、年配の方とかにすごく叱られたからって、何かちょっと怖くなりましたみたいな感じでした。また機会があれば聞いてみますねと答えましたので、よろしく願いいたします。

事務局：あゆるアーを入れる・入れないの判断の際も、あゆと溪流が重なっているような漁場はあるのかなと思って聞き取りをしました。奥越等、嶺北の奥のほうで事前に確認したら、確か大野市漁協はホームページで、ここが溪流で、こっちがあゆですよという風に、漁協自らで遊漁者の流れをつくるというか、すみ分けさせていましたが、規則にはそこは書いていません。ホームページでそれを伝えています。実態と規則の間で誤解が生じるようなことがあるかもしれないので、またちょっと点検してみます。

橋本委員：はい、もしできれば。

事務局：漁協にも確認して、対応できることからしたいと思います。

橋本委員：すみません。ありがとうございます。

原田会長：ほか何かありませんか。

今、いろいろ御意見が出ましたが、諮問のあった全ての漁協の遊漁規則の変更に関しまして、認可することが適当であるということに県のほうへ答申してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

原田会長：ありがとうございました。

本日の協議は諮問事項に関することのみですので、続きましてその他の事項に移ります。

・その他

原田会長：まずは事務局より説明をいたします。

事務局：資料2を御覧ください。午後から九頭竜湖の現地視察と意見交換会を予定していますので、それについてざっくりと説明させていただきます。

コクチバスの処分について、いろいろと相談させていただいた経緯から大野市役所にも参加をお願いしています。また内水面総合センターにも出席いただく予定です。

まず、現地視察が2時から3時の間に奥越漁協の組合長の案内の下、九頭竜湖でのバス釣りの様子を視察します。天気がこんな感じなのでどれだけバス釣りの方がいるか分かりませんが、どれぐらいの規模で実際にどういう場所でバス釣りが行われているのかというのをちょっと見ていただくことが目的です。

意見交換会は3時半から開始になりますので、基本的にここから全部バスでの移動になります。3時に現地視察が終了後、バスに乗っていただいて意見交換会の会場に向かいます。

和泉ふれあい会館とって道の駅九頭竜の横の建物になります。

意見交換会の簡単な流れを説明します。会長の御挨拶、出席者の紹介、意見交換会至るまでの経緯の説明をします。その後、大野市漁協は欠席となりましたので、奥越漁協からは委員会指示発令に対してどのような考えなのかを改めてご説明頂きます。事務局からも考えを説明し、委員の皆さんと奥越漁協で意見交換をしていただくというような流れになっております。

4時半が終了予定です。約1時間という短い時間ですが、ぜひ活発な御意見をよろしくをお願いします。

12時50分にこちらにバスが来ますので、バスに乗って行きます。御昼食はこのままお弁当等注文された方、御持参した方もこの会場を使用して頂いて大丈夫です。外で昼食を取られる際にも、12時50分にはバスが出発しますので、その時間に合わせて戻ってきていただきますようよろしくお願いします。

なかなか無い機会ですので、ぜひ有意義な時間になるようよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

田原委員：ちなみに、ダムのボート屋さんもう営業していますか？

事務局：営業自体はしていると聞いています。ただ、お客さんがこの入る時期というのが、やっぱり完全に雪解けて暖かくなってからだそうで、通常であれば4月の下旬、今ぐらいから、ゴールデンウィークちょっと前ぐらいから来るはずとは聞いています。ちょっと年によっても入り具合にばらつきはあるとのことで、遊漁者がいるかはわかりません。

田原委員：その場所も視察に行く？

事務局：視察は、パークサイド九頭竜の横のキャンプ場になっているところからと入った場所と聞いています。最近、国交省の予算でスロープを造った場所と言ってい

たので、ボート屋さん直轄のところかどうかまでは分かりません。組合長からその場所が一番見やすいのではないかと、場所を指定してくれました。

ごめんなさい。ちょっと地理感が無くて。

田原委員：いや、気になったのは、そのボート屋さんがどの程度の規模で、どういうふう
にやられているのか。船は持込みオーケーですか？

事務局：持込みもする方もいるし、貸し出しも可能だそうです。持ち込む場合も貸す場
合も多分そういうスロープがないと行けませんので。

原田会長：他に御質問ありますか。

ないようですので、以上をもちまして委員会を終了いたします。

御苦勞様でした。

昼食を挟みまして、午後から九頭竜湖の現地視察と奥越漁協との意見交換会を
実施しますので、引き続きよろしく願いいたします。

この議事録は委員会の顛末を記録し、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和6年 月 日

福井県内水面漁場管理委員会
会 長

議事録署名員

委 員

委 員